

## 公益社団法人長野県社会福祉士会 事務処理規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）の事務処理について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「決裁」とは、会長または専決者（事務局長をいう。以下同じ）が理事会の権限に属する事務のうち予め定められた範囲内の事項について、理事会に代わってその意志を決定すること。
- (2) 「専決」とは、専決者がこの規程の定める範囲に属する事項について、理事会に代わって決裁することをいう。

(事務処理)

第3条 事務処理は、全て決裁を得て施行する。

(会長の専決事項)

第4条 会長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事会の審議等に付する事項で、次に掲げるものとする
  - ① 本会の事業の運営に関する基本方針に関すること
  - ② 定款、規則及び規程の制定並びに改廃に関すること
  - ③ 事業計画及び収入支出の予算に関すること
  - ④ 事業報告及び収入支出の決算に関すること
  - ⑤ その他理事会の審議等に付することが適当と認められる事項に関すること
- (2) 特に重要な公告、通達、申請、届出、報告、照会、回答等に関すること
- (3) 1件100万円以上の予算執行に関すること（ただし給与等は除く）
- (4) 補助金申請に関すること
- (5) 一時借入金に関すること
- (6) 予算の流用及び予備費の使用に関すること
- (7) 事務局長の服務に関すること
- (8) 職員の任免及び給与の決定、懲戒及び表彰に関すること
- (9) 職員の昇任、昇給、昇格、休職等人事に関すること
- (10) 前各号のほか特に重要な事項に関すること

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な通知、公告、申請、届出、報告、照会、回答等に関すること
- (2) 所属職員の服務に関すること
- (3) 1件100万円未満の予算執行及び補助金申請に関すること（ただし給与等は除く）
- (4) 給与等に関わる予算執行に関すること
- (5) 情報公開の公開決定等及び個人情報の開示、訂正、削除等の決定に関すること
- (6) 所属職員の福利厚生に関すること

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年 9月 2日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。